



## 「保育」は人なり

理事 蓬生 君子



平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行にあわせて、東京都では、現行の「民間社会福祉施設サービス推進費補助事業」を廃止し、新たに「保育士等キャリアアップ補助」及び「保育サービス推進事業」が創設されることとなりました。

東京都の説明によれば、補助要綱を二本立てとし、一つ目は現行の基本補助について、資質の高い職員を継続的に確保するためのコア人材加算を再構築し、保育士等のキャリアアップに向けた取組みがより一層図れるよう支援すると共に、公定価格の処遇改善等加算に準じたキャリアパス要件等を導入する。

二つ目の「保育サービス推進事業」は、保育サービスの質の向上に向けた事業者の取組みを支援することを目的として、特別な配慮が必要な児童への支援の充実を図るため、「障害児保育」や「アレルギー児対応」などの補助単価を増額し、さらに「地域子育て支援」については、次世代育成支援、育児不安の解消・虐待の未然防止、保育人材の確保・育成を図る観点から、現行の補助項目のうち「小中高生の育児体験受入れ」「保育所体験」「出産を迎える親の体験学習」「保育拠点活動支援」の補助項目を継続することです。

そして、「地域の子育て支援加算」の廃止による激変緩和策として、2年間の経過措置期間と上限・下限の歯止めがなされたこと、及び利用者調査実施の条件が削除されたことは、新年度を目前に控えた保育園にとって、大変評価できるものとして、特筆すべきことといえます。

さて、振り返れば、昭和46年4月実施の「公私格差是正事業」、平成12年1月「民間社会福祉施設サービス推進費補助事業」への転換、さらに平成16年4月「現行のサービス推進費補助事業」へと再構築され、そしてこのたびの創設「補助事業」へと推移してきました。

このことは、自動的かつ柔軟な経営が可能となるような給与制度等の確立をめざし、努力したところが報われるような補助制度に転換していくとした福祉改革の施策推進、及び急激な少子化の進行にありながらも、社会全体で子どもと子育て家庭を支援する環境の質・量の整備などの施策推進と密接に関連して展開してきたものと、私は「時代の流れ」として受け止めています。

本来、子どもの命と人権を守り、就学までの教育プログラムを実践する保育の仕事は、究極の「対人的サービス」であることから、その「仕事の質の向上」には上限がなく、そのリスクは最高のものであると認識しています。そして、「経験の長さと、保育の質の高さとの関係は?」と、当時、都の担当者から質問されました。必要とされる経験を有する人材を継続的に確保できるような経営のもと、「優れた人間関係を展開できる保育者集団によって、優れた保育実践が成し遂げられ、保育の質が決定される」と思います。

そのためにも、コアとなる保育士等が人間性を磨きながら、保育力の強化と共に、子育て相談援助技術、問題解決能力、危険予知能力や要因分析力、そして教育的指導力など、ステップアップしながらそれらの力量を獲得し、キャリアアップしていくことが、ますます重要であり急務であると痛感している昨今です。

子どもは親を見て、友だちを見て、保育者を見て育つのですから。